

令和4年9月29日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

令和4年(ネ)第725号 損害賠償等請求控訴事件(原審 東京地方裁判所令和元年(ワ)第17137号)

口頭弁論終結日 令和4年7月14日

判 決

東京都品川区東五反田1丁目2番38号

控訴人兼被控訴人 幸福の科学

(以下「一審原告幸福の科学」という。)

同代表者代表役員 大川 隆 法

東京都港区赤坂2丁目10番14号

控訴人兼被控訴人 ニュースター・プロダクション株式会社

(以下「一審原告NSP」という。)

同代表者代表取締役 大 田 薫

東京都港区赤坂2丁目10番14号

控訴人兼被控訴人 ARI Production株式会社

(以下「一審原告アリプロ」という。)

同代表者代表取締役 小 田 康 博

上記3名訴訟代理人弁護士 佐 藤 悠 人

水 谷 共 宏

近 藤 弘 成

宮 原 正 志

被控訴人兼控訴人 大 川 宏 洋

(以下「一審被告」という。)

同訴訟代理人弁護士 栗 田 直 弥

主 文

- 1 一審原告らの本件控訴に基づき、原判決を次のとおり変更する。
 - (1) 一審被告は、一審原告幸福の科学に対し、110万円及びこれに対する令和元年7月7日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
 - (2) 一審被告は、一審原告NSPに対し、44万円及びこれに対する令和元年7月7日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
 - (3) 一審被告は、一審原告アリプロに対し、66万円及びこれに対する令和元年7月7日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
 - (4) 一審被告は、別紙1動画目録記載の各動画のうち、別紙2発言等内容目録記載の各発言部分の動画を削除せよ。
 - (5) 一審原告らのその余の請求をいずれも棄却する。
- 2 一審被告の本件控訴を棄却する。
- 3 訴訟費用は、第1、2審を通じてこれを5分し、その1を一審被告の負担とし、その余を一審原告らの連帯負担とする。
- 4 この判決は、第1項(1)ないし(3)に限り、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 当事者の求めた裁判

1 一審原告ら

- (1) 原判決を次のとおり変更する。
- (2) 一審被告は、一審原告幸福の科学に対し、1000万円及びこれに対する令和元年7月7日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- (3) 一審被告は、一審原告NSPに対し、500万円及びこれに対する令和元年7月7日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

- (4) 一審被告は、一審原告アプリプロに対し、500万円及びこれに対する令和元年7月7日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- (5) 一審被告は、別紙1動画目録記載の各動画を削除せよ。
- (6) 一審被告は、同人の管理する別紙3謝罪文目録記載2の場所に、同目録記載1の謝罪文を投稿して、これを1か月間掲載せよ。

2 一審被告

- (1) 原判決中一審被告敗訴部分を取り消す。
- (2) 前項の部分につき、一審原告らの請求をいずれも棄却する。

第2 事案の概要

- 1(1) 一審原告幸福の科学は宗教法人であり、一審原告NSP及び一審原告アプリプロは、いずれも一審原告幸福の科学が設立した株式会社である。

本件は、一審原告らが、一審被告が動画投稿サイト「YouTube」(以下「ユーチューブ」という。)に投稿した別紙1動画目録記載の各動画(以下「本件各動画」という。)により一審原告らの名誉が毀損されたとして、一審被告に対し、不法行為に基づき、一審原告幸福の科学が1000万円(信用毀損等による損害賠償900万円及び弁護士費用100万円)、一審原告NSP及び一審原告アプリプロが各500万円(信用毀損等による損害賠償450万円及び弁護士費用50万円)並びに各金員に対する不法行為の後で訴状送達の日翌日である令和元年7月7日から支払済みまで民法(平成29年法律第44号による改正前のもの。以下同じ。)所定の年5分の割合による遅延損害金の支払をそれぞれ求めるとともに、名誉権及び民法723条に基づき、本件各動画の削除及び謝罪文の掲載を、それぞれ求める事案である。
- (2) 原審は、一審原告らの請求のうち、一審原告幸福の科学につき66万円、一審原告NSP及び一審原告アプリプロにつき各33万円及びこれに対する遅延損害金の支払を求める部分、本件各動画のうち、別紙2発言等内容目録記載1から3まで及び5の各発言部分に係る動画の削除を求める部分を認容し、

その余の請求を棄却したところ、一審原告ら及び一審被告が、それぞれ敗訴部分を不服として控訴をした（なお、一審原告らは、当審において、謝罪文の内容を別紙3謝罪文目録記載1のとおり訂正した。）。

- 2 前提事実、争点及びこれに関する当事者の主張は、次のとおり原判決を補正し、次項のとおり当審における当事者の主張を付加するほか、原判決の「事実及び理由」第2の1及び2に記載のとおりであるから、これを引用する。以下、略称の使用は、特に断らない限り、原判決の例による。

（原判決の補正）

- (1) 原判決5頁11行目の末尾に、改行の上、次のとおり加える。

「なお、本件発言4の際、本件動画3には、「幸福の科学からでた映画の中で海外の賞をとったのは「君のまなざし」だけですし」、「※映画「君のまなざし」2017年5月に公開された、宏洋が総合プロデューサー・脚本・俳優として参画した作品。2018年国際ニューヨーク映画祭で、“BEST FEATURE”（最優秀長編作品）を受賞。」というテロップが表示される。」

- (2) 原判決5頁12行目の「甲1～4、25」を「甲1～4、25、31」と改める。

- (3) 原判決5頁13行目の冒頭から17行目の末尾までを、次のとおり改める。

「ウ 本件各動画は、令和4年2月22日時点で、いずれもインターネット上で閲覧可能な状態になっており、表示されている再生回数は、本件発言1に係る本件動画1は約4万回、本件発言2に係る本件動画2は約7万回、本件発言3及び4に係る本件動画3は約14万回、本件発言5に係る本件動画4は約3.1万回である（甲36の1ないし4）。」

- (4) 原判決12頁25行目の冒頭から同頁26行目の「について、」までを「本件発言5は、」と改める。

- 3 当審における当事者の主張

（一審原告ら）

(1) 本件発言4による社会的評価の低下の有無

一審被告は、本件発言4の際、本件動画3に表示されたテロップにより、一審原告幸福の科学が海外の映画祭で受賞歴がないという一審原告幸福の科学の映画制作能力を否定する事実を摘示し、本件発言4は、これに基づいて一審原告幸福の科学の映画制作能力が素人以下であるとの論評を加えたものである。一般の視聴者は、本件発言4を単なる一審被告の主観的意見や評価ではなく、客観的根拠に基づく論評として受け止める。一般の視聴者は、一審原告幸福の科学と一審被告との対立関係を認識したとしても、映画制作事業に精通した元幹部職員の発言であれば信用性が高いと受け止めるから、本件発言4は、一審原告幸福の科学の社会的評価を低下させる。

(2) 一審原告らの損害額

ア インターネット上の名誉毀損の不法行為については、掲載期間及びアクセス数が損害算定の重要な要素に当たるところ、令和4年2月22日時点で、本件発言1の動画は約4万回、本件発言2の動画は約7万回、本件発言3及び4の動画は約14万回、本件発言5の動画は約31万回に上っている（甲36の1ないし4）。

インターネット上の名誉毀損による損害額が低額なものとするのは、インターネット上の情報が匿名であることが多いからであるが、一審被告は、一審原告幸福の科学の代表者である大川隆法の息子であることを明らかにした上で投稿しているから、一審被告による投稿は、一審原告幸福の科学の内部事情に精通した者による情報と理解されるし、一審被告自身も、真実を語る内部通報者のように装っている。しかしながら、実際には、一審被告は、自らの売名のため、動画の再生回数を増やすという営利目的のために一審原告らを誹謗中傷しているのであって、その動機は悪質である。

イ 本件発言1により、一審原告NSPは、業務の根幹をなす所属タレントの募集及び確保に著しい支障を来しており、その信用毀損等による損害額

は150万円を下回らない。

ウ 本件発言2により、一審原告幸福の科学は、信者獲得を著しく困難にされ、信者を失う機会を増加させられたといえるから、その信用毀損等による損害額は400万円を下回らない。

エ 本件発言3及び4により、一審原告幸福の科学は、宗教法人の存続基盤であるお布施が不相当に高額であるとの印象を与えられ、映画事業に関してその適格性がないとの印象を与えられており、これにより低下した社会的評価を回復するには、賠償額は各100万円を下回らない。

オ 本件発言5により、一審原告アリプロは、芸能事務所の業務の根幹をなす所属タレントの募集及び確保に著しい支障を来しており、その信用毀損等による損害額は200万円を下回らない。

カ 一審被告は、原判決言渡し後も本件各動画の公開を継続しており、原判決の結果を公表する動画を作成して投稿したが、当該動画の中で、真実性につき相応の根拠を挙げることのできない動画を掲載したことについて反省せず、むしろ、再び同内容の発言をする意思を示すなどの悪質性が認められるから、一審原告らに対する賠償額は増額されるべきである。

(3) 謝罪文掲載請求の可否

本件発言1、2及び5による社会的評価の低下は著しく、一審被告は、上記(2)カのとおり、原判決の結果を公表する動画の中で、判決により削除を命じられたとしても、いったん動画を削除した上で再度アップロードすればよいと述べたり、本件各発言はいずれも真実であるかのように述べたりして、一審原告らの名誉を重ねて毀損していること(甲37の1及び2)からすると、一審被告のユーチューブのチャンネル概要欄において本件各発言の内容の誤りが表明されない限り、一審原告らの名誉は十分に回復されない。また、謝罪文の掲載のための一審被告の負担は大きくないから、謝罪文の掲載について必要性及び相当性が認められる。

(一審被告)

(1) 本件発言1ないし3及び5による一審原告らの社会的評価の低下の有無

ア 本件発言1について、一般の視聴者は、一審被告が直接連絡を取ることができない一審原告NSP所属のタレントである梅崎に対して動画を通じて呼び掛けていると受け取るのであり、一審被告は、梅崎と直接連絡が取れないからこそ、ラインやメールが職員にチェックされているだろうと推測して発言しているから、本件発言1は、意見又は論評である。

仮に、本件発言1が事実を摘示したものであるとしても、一審被告は、本件発言1において一審原告NSPには言及しておらず、一般の視聴者は、本件発言1で言及された「職員」とは一審原告幸福の科学の職員であると理解するから、本件発言1は、一審原告NSPについて事実を摘示したものであるのではない。

イ 本件発言2のうち、人が「いっぱい」死んだとの「いっぱい」とは相対的な評価であるから、本件発言2は論評である。

ウ 本件発言3について、一般の視聴者は、一審原告幸福の科学には、多種多様な祈願があると受け取るのであり、本件発言3は、一審原告幸福の科学が他の宗教団体と比較して極めて高額なお布施を標準的に求めているとの印象を抱かせるものではない。また、本件発言3に係る本件動画3のタイトルは「幸福の科学に高額なお布施するヤツはマジでセンスが無い」というものであるから、本件発言3は、全体として一審被告の意見を述べているにすぎない。

(2) 本件発言2, 3及び5につき、真実性又は真実相当性の抗弁の成否

ア 本件発言2について、仮に、一審原告幸福の科学の編集局職員であった須呂が過労死をしてはいないとしても、一審被告が須呂の死因を過労死であると信じたことについては、一審原告幸福の科学の代表者である大川隆法が、一審原告幸福の科学の信者に対し、須呂は脳溢血で倒れ、3年以上

寝たきりであり、その原因は過労であると述べていることからすれば、須呂が死亡した当時の幹部であった一審被告が同様の認識であったとしても当然であり、一審被告が須呂が過労死したと信じたことにつき相当性がある。

イ 本件発言3について、一審原告幸福の科学には、50万円の祈願は存在するから、一審被告は、本件発言3において、一審原告幸福の科学の祈願の金額を多少間違えて表現しただけであり、本件発言3は真実であるか、一審被告が真実であると信じたことにつき相当性がある。

ウ 本件発言5について、一審原告アリプロが、所属タレントの同意を得て同タレントのスマートフォンの内容を確認しているとしても、芸能事務所と所属タレントの力関係からすれば、所属タレントが同意しないことなどはあり得ないから、所属タレントは自己のスマートフォンを一審原告アリプロの職員が確認することを事実上強制されているといわざるを得ない。したがって、本件発言5について、一審被告が真実であると信じたことにつき相当性がある。

(3) 正当防衛又は応酬言論による違法性阻却の成否

一審原告幸福の科学は、ユーチューブ上で、「宏洋氏の真相シリーズ」「宏洋氏に物申すシリーズ」などの題名で100本以上の動画を公開したり（乙16の1及び2）、一審被告に関する書籍を発行したり（乙17）して、一審被告の発言に対して逐一反論するだけでなく、自身やグループ会社のホームページや発行する書籍・雑誌において、一審被告に関する多数の言論をしており、一審被告もこれに対応して多数の言論を応酬している。多数の媒体や資金力、人員を有する一審原告幸福の科学と、一個人にすぎない一審被告の間には多大な力の差があるのであるから、このような両者間で応酬される言論については、不法行為責任を生ずる場面は限定的に解されるべきであり、本件各発言はいずれも不法行為に該当しない。

(4) 一審原告らの損害額

一審原告幸福の科学は、多数の対抗言論の手段を持ち、これらを実際に用いて反論しているから、一審原告幸福の科学に生じた損害は極めて限定的であり、本件各発言一つにつき、賠償すべき額はせいぜい1万円程度である。

第3 当裁判所の判断

- 1 当裁判所は、一審原告らの請求のうち、一審原告幸福の科学につき110万円、一審原告NSPにつき44万円及び一審原告アリプロにつき66万円並びにこれらに対する遅延損害金の支払を求める部分、本件各動画のうち本件各発言部分に係る動画の削除を求める部分の限度で理由があるが、その余の請求は理由がないと判断する。その理由は、次のとおり、原判決を補正し、次項のとおり当審における当事者の主張に対する判断を付加するほか、原判決の「事実及び理由」第3の1ないし6に記載のとおりであるから、これを引用する。

(原判決の補正)

- (1) 原判決18頁16行目から17行目にかけての「電話を」の次に「全て」を加える。
- (2) 原判決22頁3行目の冒頭から同頁22行目の末尾までを、次のとおり改める。

「(4) 本件発言4について

本件発言4は、一審被告が総合プロデューサー及び脚本を担当した映画「君のまなざし」が、平成30年の国際ニューヨーク映画祭において、最優秀長編作品賞を受賞したことと対比しつつ、それ以外の一審原告幸福の科学が制作した映画につき「ちゃんとした賞」を受賞していないと述べたものであるが、前提事実（前記補正後のもの。以下同じ。）(3)イのとおり、本件発言4の際、本件動画3には、「幸福の科学からでた映画の中で海外の賞をとったのは「君のまなざし」だけですし」、「※映画「君のまなざし」2017年5月に公開された、宏洋が総合プロデューサー・

脚本・俳優として参画した作品。2018年国際ニューヨーク映画祭で、「BEST FEATURE」（最優秀長編作品）を受賞。」とのテロップが付されていたことが認められる。

上記の本件動画3のテロップを見ながら本件発言4を聞いた一般の視聴者は、本件発言4により、一審原告幸福の科学は、一審被告が総合プロデューサー及び脚本を担当した映画「君のまなざし」以外には、海外の映画祭では一切受賞歴がないと認識するものと認められるから、本件発言4は、一審原告幸福の科学の制作した映画は、「君のまなざし」以外には、海外の映画祭での受賞歴がないとの事実を摘示するものというべきである。その上で、一審被告は、本件発言4において、「隆法は作品作りについては素人以下であるから作り手の腕が違いすぎるっていう。」という表現により、一審原告幸福の科学の代表者である大川隆法の映画制作能力が劣っているとの論評をしたものと認めるのが相当である。

以上によれば、本件発言4は、上記テロップと一体となって、一審原告幸福の科学の社会的評価を低下させるものと認めるのが相当である。

なお、証拠（甲14、15）によれば、一審原告幸福の科学が制作した映画「神秘の法」は、ヒューストン国際映画祭において「スペシャル・ジュリー・アワード」を受賞したことが認められるから、本件発言4の論評の前提とされた一審原告幸福の科学の制作した映画は、「君のまなざし」以外には、海外の映画祭での受賞歴がないとの事実を真実でないものと認められる。」

- (3) 原判決28頁18行目の「被告」を「一審原告幸福の科学」と改める。
- (4) 原判決27頁2行目の冒頭から同頁26行目の末尾までを、次のとおり改める。

「4 争点(4) (一審原告らの損害) について

- (1) 上記1から3までに説示したとおり、一審被告がした本件各発言は、

いずれも名誉毀損の不法行為に該当する。

(2) 一審原告幸福の科学は、本件発言2ないし4により社会的評価が低下し、これにより無形の損害を被ったと認められるところ、本件発言2は、一審原告幸福の科学内部において、死者が多数出ているという内容であり、本件発言3は、財政的な基礎であるお布施が高額であって不適切であるとの内容であって、いずれも宗教法人である一審原告幸福の科学の本務である布教活動や信者の維持に関して悪影響が出るおそれがあること、本件発言4は、一審原告幸福の科学の行う映画事業の適格性がないとの内容であって、一審原告幸福の科学の行う営利事業に関する信用を毀損するものであること、本件発言3及び4に係る本件動画3の再生回数は10万回を超えていること(前提事実(3)ウ)、証拠(甲37の1及び2)によれば、一審被告は、原判決の言渡後、判決により本件各動画の削除を命じられたとしても、同じ内容の動画を作成して公開すればよいと述べていることが認められ、本件各発言により一審原告幸福の科学の名誉を毀損したことについて反省しておらず、その態度は悪質であると認められること、他方で、本件発言2ないし4は、いずれも意見又は論評であって、本件発言2は「いっぱい」との表現を用いた具体性に乏しい発言であること、本件発言4は「ちゃんとした賞」を受賞していないという表現で、一審被告の個人的な評価が強い表現になっていることなどの事情を考慮すると、一審原告幸福の科学の無形損害に対する賠償額としては、100万円をもって相当と認める。

(3) 一審原告NSPは、本件発言1により社会的評価が低下し、これにより無形の損害を被ったと認められるところ、本件発言1は、一審原告NSPが所属タレントのプライバシーを社会通念上相当とされる程度を超えて制限する方法で同タレントの管理を行っているとの印象を

与えるものであり、一審原告NSPの所属タレントの募集や育成に支障が出る可能性があること、本件発言1に係る本件動画1の再生回数が約4万回であること（前提事実(3)ウ）、上記のとおり、一審被告の悪質性が認められること、他方で、本件発言1の内容は、具体性の乏しいものであることなどの事情を考慮すると、一審原告NSPの無形損害に対する賠償額としては、40万円をもって相当と認める。

(4) 一審原告アプリプロは、本件発言5により社会的評価が低下し、これにより無形の損害を被ったと認められるところ、本件発言5は、一審原告アプリプロが所属タレントのプライバシーを社会通念上相当とされる程度を超えて制限する方法で同タレントの管理を行っているとの印象を与えるものであり、一審原告アプリプロの所属タレントの募集や育成に支障が出る可能性があること、本件発言5に係る本件動画4の再生回数が約31万回であること（前提事実(3)ウ）、上記のとおり、一審被告の悪質性が認められることなどの事情を考慮すると、一審原告アプリプロの無形損害に対する賠償額としては、60万円をもって相当と認める。

(5) また、一審原告らは、訴訟代理人を選任して本件訴訟を提起・追行しているところ、本件各動画の投稿という不法行為の態様、賠償額等の諸般の事情を考慮すると、上記不法行為と相当因果関係のある弁護士費用は、一審原告幸福の科学につき10万円、一審原告NSPにつき4万円、一審原告アプリプロにつき6万円と認めるのが相当である。

5 争点(5) (本件各動画の削除請求の可否) について

本件各発言が一審原告らの名誉ないし信用を違法に毀損するものである以上、これを放置することは許されないが、本件各動画のうち本件各発言部分が占める割合は限定的であるから、一審原告らの名誉ないし信用を保護するためには、本件各動画全体を削除する必要性までは認めら

れず、上記本件各発言部分の限度で本件各動画の削除を認めるのが相当である。

よって、本件動画1については一審原告NSPの名誉権に基づき、本件動画2及び3については一審原告幸福の科学の名誉権に基づき、本件動画4については一審原告アリプロの名誉権に基づき、それぞれ主文第1項(4)の限度で、削除請求につき理由があると認められる。」

2 当審における当事者の主張に対する判断

(1) 一審原告らの主張について

ア 一審原告幸福の科学は、一審被告は、本件発言4の際、本件動画3に表示されたテロップにより、一審原告幸福の科学が海外の映画祭で受賞歴がないという事実を摘示し、これに基づいて一審原告幸福の科学の映画制作能力が素人以下であるとの論評を加えたものであって、一般の視聴者は、本件発言4について、一審原告幸福の科学の映画制作能力を否定する客観的根拠に基づく論評として受け止めるから、本件発言4は、一審原告幸福の科学の社会的評価を低下させる旨主張する。

前示のとおり、本件発言4は、上記テロップと一体となって、一審原告幸福の科学の社会的評価を低下させるものと認めるのが相当である。

イ 一審原告らの損害額

(ア) 一審原告らは、インターネット上の名誉毀損の不法行為については、掲載期間及びアクセス数が損害算定の重要な要素に当たるところ、令和4年2月22日時点での本件各発言に係る動画の再生回数が多数回に上ること、一審被告は、一審原告幸福の科学の代表者である大川隆法の息子であることを明らかにし、一審原告幸福の科学の内部通報者のように装っているが、実際には、動画の再生回数を増やす目的で一審原告らに対する誹謗中傷をしているのであって、その動機は悪質であること、一審原告NSPは、本件発言1により、業務の根幹をなす所属タレントの募集及び確保に著しい

支障を来していること、一審原告幸福の科学は、本件発言2により、信者獲得を著しく困難にされるなどの被害を被り、本件発言3及び4により、存続基盤であるお布施が不相当に高額であるとの印象を与えられ、映画事業に関してその適格性がないとの印象を与えられたりしていること、一審原告アリプロは、本件発言5により、業務の根幹をなす所属タレントの募集及び確保に著しい支障を来していること、一審被告は、原判決言渡し後も、本件各動画の公開を継続し、再び同内容の発言をする意思を示す新たな動画を公開するなどの悪質性が認められることなどから、一審原告幸福の科学に対する賠償額は1000万円、一審原告NSP及び一審原告アリプロに対する賠償額は、各500万円が相当である旨主張する。

しかしながら、前示のとおり、本件各発言の内容、本件各発言により一審原告らの被る無形損害の内容、本件各発言に係る本件各動画の再生回数、原判決言渡し後に一審被告が公開した動画における一審被告の本件各発言に関する態度等の諸般の事情を考慮しても、一審原告幸福の科学の無形損害に対する賠償額は100万円、一審原告NSPの無形損害に対する賠償額は40万円、一審原告アリプロの無形損害に対する賠償額は60万円と認めるのが相当である。以上に反する一審原告らの主張を採用することはできない。

ウ 謝罪文掲載請求の可否

一審原告らは、本件発言1、2及び5による社会的評価の低下は著しく、一審被告は、原判決の結果を公表する動画の中で、判決により削除を命じられたとしても、再度同内容の動画を公開するなど述べたりしていることからすると、一審被告のユーチューブのチャンネル概要欄において本件各発言の内容の誤りが表明されない限り、一審原告らの名誉は十分に回復されず、謝罪文の掲載のための一審被告の負担は大きくないから、謝罪文の掲載について必要性及び相当性が認められる旨主張する。

しかしながら、一審原告らが本件各動画の公開により被った無形の損害は、金銭賠償が認められることによって相当程度回復するものと認められる上、一審原告幸福の科学は、自身のウェブサイトを有しており、証拠（乙16の1及び2、17）によれば、「宏洋の真相シリーズ」、「宏洋氏に物申すシリーズ」等の題名で多数の動画を公開したり、一審被告に関する書籍を発行したりしていることが認められるから、自ら対外的に広く公表する手段を有しているといえる。したがって、一審被告に対し、金銭賠償の他に名誉回復処分としての謝罪文の掲載まで命じる必要性があるとは認められない。これに反する一審原告らの主張を採用することはできない。

(2) 一審被告の主張について

ア(ア) 一審被告は、本件発言1について、一般の視聴者は、一審被告が一審原告NSP所属のタレントである梅崎に対し、直接連絡を取ることができない理由につきラインやメールが職員にチェックされているためであろうと推測した意見又は論評であり、仮に、事実を摘示したものであるとしても、一審被告は、本件発言1において一審原告NSPには言及しておらず、一般の視聴者は、本件発言1で言及した職員とは一審原告幸福の科学の職員のことと理解するから、本件発言1は、一審原告NSPについて事実を摘示したものではない旨主張する。

しかしながら、当審が補正の上引用する原判決が認定説示するとおり、本件発言1は、一審原告NSP所属のタレントである梅崎に対し、ラインやメール又は電話以外の方法で一審被告に対して連絡するよう呼び掛ける内容であって、一審原告NSP所属の職員が梅崎のラインやメール等を監視しているとの事実を摘示したものであり、単に一審被告の推測による意見又は論評を表現したものとは認め難い。また、梅崎が一審原告NSP所属のタレントであることからすれば、本件発言1で言及された職員とは、一審原告NSPの職員を意味するものと解するのが相当で

あるから、本件発言1は、一般の視聴者に対し、一審原告NSPが所属タレントを業務上必要とされる範囲を超えた監視下において管理しているとの認識を持たせるものであって、本件発言1は、一審原告NSPの社会的評価を低下させると認められる。これに反する一審被告の主張を採用することはできない。

- (イ) 一審被告は、本件発言2のうち、人が「いっぱい」死んだとの「いっぱい」とは相対的な評価であるから、本件発言2は論評である旨主張する。

しかしながら、「いっぱい」という表現は、人数は明示しないものの、一審原告幸福の科学の内部において、自殺、過労死、殺人等人の死亡する出来事が一定以上の多数発生している事実を摘示したものであって、論評とは認められない。これに反する一審被告の主張は採用することができない。

- (ウ) 一審被告は、本件発言3により、一般の視聴者は、一審原告幸福の科学には、多種多様な祈願があると受け取るのであり、他の宗教団体と比較して極めて高額なお布施を標準的に求めているとの印象を抱くわけではなく、本件発言3に係る本件動画3のタイトルと合わせて、全体として一審被告の意見を述べているにすぎない旨主張する。

しかしながら、当審が補正の上引用する原判決が認定説示するとおり、本件発言3は、一審原告幸福の科学におけるお布施として3種類あり、そのうちの「祈願」について、安いものであれば1万円程度から、経営者向けのものであれば100万円以上する高額なものがあるとの事実を摘示したものであり、本件発言3に係る本件動画3のタイトルが「幸福の科学に高額なお布施するヤツはマジでセンスが無い」であることを併せて考慮すると、本件発言3は、一審原告幸福の科学につき、不相当に高額な布施を信者に対して求める宗教団体であるとの印象を抱かせ、一

審原告幸福の科学の社会的評価を低下させるものと認めるのが相当である。これに反する一審被告の主張は採用することができない。

イ(ア) 一審被告は、本件発言2について、仮に、須呂が過労死ではないとしても、一審被告が須呂の死因を過労死であると信じたことについては、一審原告幸福の科学の代表者である大川隆法が、一審原告幸福の科学の信者に対し、須呂は脳溢血で倒れ、3年以上寝たきりであり、その原因は過労であると述べていることからすれば、須呂が死亡した当時の幹部であった一審被告が同様の認識であったとしても当然であり、一審被告が須呂は過労死したと信じたことには、相当性がある旨主張する。

しかしながら、一審被告が指摘する乙14は、氏名不詳者によるブログであるとされるものの、乙14にはブログの内容は表示されていないから、当該ブログ中に一審被告の主張する事実が記載されているかどうか不明であり、そもそも氏名不詳者によるブログであるから、その内容の信用性にも疑問の余地がある。また、一審原告幸福の科学の職員である鴫田淳の陳述書(甲44)には、須呂は過労死ではなく、須呂の死後、一審原告幸福の科学の代表者である大川隆法が過労死であることを認めたことはない旨の記載があることに照らすと、須呂が過労死したことは真実であるとは認められず、これを真実であると信じたことについて相当性があるとも認められない。これに反する一審被告の主張は採用することができない。

イ(イ) 一審被告は、本件発言3について、一審原告幸福の科学には、50万円の祈願は存在するから、一審被告は、本件発言3において、祈願の金額を多少間違えて表現しただけであり、本件発言3は真実であるか、一審被告が真実であると信じたことにつき相当性がある旨主張する。

しかしながら、一審原告幸福の科学の職員である山本和荘の陳述書(甲46)によれば、経営成功祈願の奉納目安は10万円であると認められ、

他の宗教団体において同様に行われている経営の成功を祈る祈願について、一審原告幸福の科学には、標準的お布施の額が100万円以上の祈願があるとの本件発言3は真実ではなく、正確な金額との差が10倍以上あることからすれば、真実であると信じたことについて相当性があるとは認め難い。これに反する一審被告の主張は採用することができない。

(ウ) 一審被告は、本件発言5について、芸能事務所と所属タレントの力関係に照らすと、一審原告アリプロ所属タレントは自己のスマートフォンを一審原告アリプロが確認することを事実上強制されているといわざるを得ないから、一審被告が本件発言5の内容につき真実であると信じたことにつき相当性がある旨主張する。

しかしながら、所属タレントの置かれた状況いかんによっては、危機管理上、芸能事務所が当該タレントの同意を得た上で、私的なスマートフォンの内容を確認することもあり得ると考えられるから、所属事務所の職員がスマートフォンの内容を確認したとしても、それが当該事務所により事実上強制されたものであると推認することは困難であり、一審被告が本件発言5の内容につき、真実であると信じたことにつき相当性があるとは認められない。これに反する一審被告の主張は採用することができない。

ウ 一審被告は、一審原告幸福の科学は、ユーチューブ上で、「宏洋氏の真相シリーズ」、「宏洋氏に物申すシリーズ」などの題名で多数の動画を公開したり、一審被告に関する書籍を発行したり、自身やグループ会社のホームページや発行する書籍・雑誌において、一審被告に関する多数の言論をし、一審被告もこれに応酬しているところ、多数の媒体や資金力、人数を有する一審原告幸福の科学と一個人にすぎない一審被告の間には多大な力の差があるから、このような両者間で応酬される言論については、不法行為責任を生ずる場面は限定的に解されるべきであり、本件各発言はいずれも不

法行為に該当しない旨主張する。

しかしながら、前示のとおり、一審原告幸福の科学は、一審被告に関する多数の動画や書籍を公表しており、一審被告も本件各動画を含む多数の動画を公表していることが認められるものの（甲47）、本件各発言は、一審原告幸福の科学への対抗というより、一審被告自身の認識を積極的に発信するものであり、内容を見ても、真実でない事実を摘示するものであるから、不法行為の成立を限定的に解するべきとはいえない。これに反する一審被告の主張を採用することはできない。

エ 一審被告は、一審原告幸福の科学は、多数の対抗言論の手段を持ち、これらを実際に用いて反論し、一審原告幸福の科学に生じた損害は極めて限定的であり、本件各発言一つにつき、賠償すべき額はせいぜい1万円程度である旨主張する。

しかしながら、前示のとおり、本件各発言の内容、本件各発言により一審原告らの被る無形損害の内容、本件各発言に係る本件各動画の再生回数、原判決言渡し後に一審被告が公開した動画における一審被告の本件各発言に関する態度等の諸般の事情を考慮すると、一審原告幸福の科学の無形損害に対する賠償額は100万円、一審原告NSPの無形損害に対する賠償額は40万円、一審原告アリプロの無形損害に対する賠償額は60万円と認めるのが相当である。これに反する一審被告の主張は採用することができない。

(3) 小括


以上によれば、一審被告は、一審原告幸福の科学に対し110万円、一審原告NSPに対し44万円及び一審原告アリプロに対し66万円並びにこれらに対する不法行為後で訴状送達の日である令和元年7月7日から各支払済みまで民法所定年5分の割合による遅延損害金の支払義務、本件各動画のうち本件各発言部分に係る動画を削除する義務を負うものと認められる。

第4 結論

よって、これと異なる原判決は一部相当ではないから、一審原告らの本件控訴に基づいて原判決を変更することとし、一審被告の本件控訴は理由がないからこれを棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第24民事部

裁判長裁判官

増田 稔 

裁判官

鈴木 博 

裁判官

日暮 直子 

別紙 1 (動画目録)

(1) 動画①

タイトル：「梅崎快人を救いたい」

公開日：令和元年5月22日

URL：<https://www.youtube.com/watch?v=guqPeGVCgfo>

(2) 動画②

タイトル：「【訴訟】えらてんさんと顕正会の裁判について思うことを話
します。【神の子の日常】」

公開日：令和元年5月30日

URL：<https://www.youtube.com/watch?v=b16Nm6pwGPo>

(3) 動画③

タイトル：「【お金事情】幸福の科学に高額なお布施するヤツはマジでセ
ンスが無い【神の子の日常】」

公開日：令和元年6月5日

URL：<https://www.youtube.com/watch?v=qBe1RzAE1XY>

(4) 動画④

タイトル：「【KANA-BOON】【清水富美加】僕の元婚約者の元不
倫相手が失踪した件について」

公開日：令和元年6月14日

URL：<https://www.youtube.com/watch?v=rzuzUTKR1mQ>

(注) 上記(1)～(3)のURLについては、訴状の記載のうち、動画内の特定の時刻を指定する末尾の「&t」以下を削除している。

別紙 2 (発言等内容目録)

- 1 別紙 1 動画目録記載 1 の動画中の発言 (括弧内の時間表示は、同動画中の当該発言部分の再生時間の表示である。以下同じ。)

(0 : 01 ~ 0 : 20) おい。梅崎。梅崎快人。映画「君のまなざし」主演俳優、梅崎快人。

(4 : 43 ~ 6 : 05) 梅、隆法なんかは、あんなくだらない男なんかは、お前の大事な人生、くれてやるな。お前の人生は、お前が決めて、お前が自分の責任で、自分の足で歩むんだよ。梅、夢をあきらめんな。LINE やメールや電話は全部職員さんにチェックされているだろ。だから、お前の一番尊敬している人に言伝えてして、俺に連絡してこい。お前の一番尊敬している人に連絡してもらって、俺に連絡してもらってくれ。

- 2 別紙 1 動画目録記載 2 の動画中の発言

(9 : 49 ~ 10 : 01) カルト宗教に入るとですね、実際本当に家庭が崩壊しちゃったりとか、あとはまあ、殺人事件にね、巻き込まれたりとかする恐れがある。多くありますよ、そういうケースは。僕もいっぱい見てきましたよ、そういうのは。実際ね、幸福の科学の中で。

(11 : 33 ~ 11 : 53) 実際に本当に人いっぱい死んでいますから。まじで、幸福の科学で。死んでますよ。オウムみたいな感じで、その直接的に殺すとかそういうことじゃなくて、たとえば自殺しちゃったりとか、過労死しちゃったりとか、あとはまあ、それが元で人を殺してしまったりとか、そういう事件いっぱい起きていますから、幸福の科学の中で。

(12:23~12:30) 実際、実際いますから本当にあの人を殺し、人が死んでいる場面というのが。私はそれを実際にいっぱい見てきていますから。

3 別紙1 動画目録記載3の動画中の発言

(0:36~1:51) タイトルは、はい、こちら。「幸福の科学に高額な御布施するヤツはマジでセンスが無い。」イエーイ。フウ、フウ、フウ。便乗してみました、怪しい商売ということだね、出てくるのはやっぱりね、御布施だと思っうんでね、ちょっとそれについてね、話していければと思います。

あの一、幸福の科学の御布施っていうのは、たびたびちょっと、単語は出してはいるんですが、具体的にどういうものなのというのについてはね、まだ詳しく説明をしたことがなかったと思うので、説明をしていきたいと思います。

御布施って言ってもいろいろあるんですが。大きく分けるとだいたい3種類ぐらいに分類されますね。1つ目は祈願ってやつですね。どういうものかって言うと隆法が書いた専用のお経みたいなものがあるんですけど。A4のペラ一枚ぐらいのね。それを導師っていうか職員さんが読み上げてそれを聞いて、それに対して信者さんとかがお金を払うという、そういうシステムのもですね。で、安いのだと、1万円ぐらいのとかからありますね。花粉症撃退祈願とか、英会話ペラペラ祈願とかね、かわいらしいものもあれば、ちょっとお高めだと、10万円ぐらいとかになったりだとか。あるいは、経営者向けの方ってね、経営成功祈願みたいななんかそういうのだと100万円以上するやつとかもあつたりしますね。

4 別紙1 動画目録記載3の動画中の発言

(6:40~7:21) 幸福の科学に投資をしない方がいいって言うんだつたら、何に投資をしたらいいんだつていうことについて、一つご提案があるとすれ

ばね、私の映画に投資してください。幸福の科学の映画観られた方はわかると思うんですけど、『君のまなざし』と隆法が作った映画のねクオリティの差は、お分かりでしょうっていう。現に幸福の科学から出た映画の中で、海外でちゃんとした賞をとったってのは『君のまなざし』だけですし（※）。だからこれ、何が違うかっていうかっていうことなんですけど、ひとえに私が作品作りの専門家だからと、そういうことに尽きると思うんですよね。隆法は作品作りについては素人以下ですから作り手の腕が違いすぎるっていう。

※部分でテロップにて「※映画『君のまなざし』2017年5月に公開された、宏洋が総合プロデューサー・脚本・俳優として参画した作品。2018年国際ニューヨーク映画祭で“BEST FEATURE”（最優秀長編作品）を受賞。」と表示される。

5 別紙1 動画目録記載4の動画中の発言

(3:17~3:38) かなりその清水さんの身の回りは、かなり厳戒態勢が敷かれています。で、基本的に一人で外出できないことになっていて、誰かアリ・プロダクションってあの芸能プロ、清水さんがいるプロダクションのスタッフが誰か付き添いをしないとやっぱ外には出ちゃいけないという。

(7:46~8:12) だからLINEとかももちろん全部見られていますし、ほかのともとも知り合いの役者さんとかからの連絡がくるのとかも全部チェックして返さないようにってやっているんで。あのその竹内さんってアリ・プロダクションのね、竹内さんっていう人がお目付役っていうか監視役なんですけども。今度、映画あの主演やるあの人ですね。その竹内さんって、あの方が監視してるんですけど常に。そう、だからその人がもうラインとか全部チェックして返さないようにってやってるんですよね。

別紙 3 (謝罪文目録)

1 謝罪文の内容

謝罪文

私は、幸福の科学について、信者や職員に命の危険が生じうる危険な宗教団体であり、不相当に高額なお布施を要求する宗教団体であるとともに、映画の海外でのちゃんとした賞の受賞歴がなく映画製作能力は素人以下であるかのように視聴者に受け取られる発言をし、また、ニュースター・プロダクション株式会社及びARI Production株式会社について、社会通念上相当とされる限度を超えて制限する方法でタレント管理を行っているかのように視聴者に受け取られる発言をしましたが、これらはいずれも事実ではありませんでした。

同動画の投稿により、幸福の科学、ニュースター・プロダクション株式会社、ARI Production株式会社及びその関係者の皆様に対して多大なるご迷惑をお掛けしましたので、同発信内容を取り消したうえ、ここに謹んでお詫び申し上げます。

令和 年 月 日

大 川 宏 洋

2 掲載条件 (掲載場所)

被控訴人のYouTubeチャンネルの「概要」欄

URL : https://www.youtube.com/channel/UCX_nNpl_WxGy17_Yl5zpTrQ/about

以 上

(注) 謝罪文の内容については、原判決の認定に沿って訴状の記載を修正している。